

いぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 いぐさ・畳表をめぐる情勢は、外国産や工業製品との激しい競争の中、産地の存続が危ぶまれるほど厳しい状況にあるため、県内産地の生産体制を強化し、国産畳表の産地維持を図っていく必要があることから、いぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業（以下「本事業」という。）を実施する。

(事業内容等)

第3条 本事業の事業内容及び補助対象経費、事業主体、補助率は、別紙1のとおりとし、県は予算の範囲内において補助するものとする。

(事業実施計画の承認申請)

第4条 要項第3条の事業実施計画書は、別記第1号様式及び別記第2号様式とする。

(事業実施計画の変更申請)

第5条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書は、別記第1号様式及び別記第2号様式とする。

(補助金等の交付申請)

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第2号様式及び別記第3号様式とする。

(補助金等の変更交付申請)

第7条 要項第8条第2項の事業変更計画書は、別記第2号様式及び別記第3号様式とする。

(補助金等交付決定前着工)

第8条 要項第9条第1項に規定する補助金等交付決定前着工承認申請書は、別記第5号様式とする。

(実績報告)

第9条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第3号様式及び別記第4号

様式とする。

(財産処分の制限)

第10条 要項第17条第1項の別に定める期間は、別紙2に定める期間とする。

2 要項第17条2項に規定する県納付額は、以下のとおりとする。

- (1) 有償譲渡又は有償貸付けに係る県納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低下である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。
- (2) 転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄の場合の県納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。
- (3) 担保に供する処分における担保権実行時の県納付額は、第10条第2項(1)における有償譲渡の場合と同じ額とする。

(証拠書類の保管)

第11条 規則第23条に規定する別に定める期間は、年度経過後5年間又は、財産処分の制限期間のいずれか長い期間とする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月31日から施行し、令和2年6月23日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。